

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助費(医療費)支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市教育委員会は、就学援助費(医療費)支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県郡山市教育委員会

## 公表日

令和7年10月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助費(医療費)支給事務
②事務の概要	<p>就学援助(医療費)は児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときに、経済的に困窮しているものに対して援助をする制度である。援助の対象となるのは、要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮しているものであり、対象児童・生徒、保護者及び同一生計に関する正確な住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護情報が必要となる。</p> <p>郡山市は、学校保健安全法等関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①要保護及び準要保護児童生徒の在籍管理、対象者ファイルの作成</li> <li>②要保護及び準要保護児童生徒の世帯状況の確認、認定の可否の判断</li> <li>③該当児童生徒の疾病的状況及び治療の必要性についての管理</li> <li>④該当児童生徒へ、治療券の配布</li> <li>⑤医療機関に対して治療費の支給</li> </ul>
③システムの名称	就学事務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助費(医療費)支給対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表40の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報照会＞</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項</p> <p>＜情報提供＞</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、125、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育部学校教育推進課
②所属長の役職名	学校教育推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 教育委員会事務局 学校教育部学校教育推進課(学務・通学路係) 電話024-924-2431 教育委員会事務局 学校教育部学校管理課 電話024-924-3421</p>
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。	

9. 監査					
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢>			
			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>				
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>				
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底するとともに、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人によって確認を行っている。				

变更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5 ②所属長の役職名	学校教育推進課長 早崎 保夫	学校教育推進課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部ソーシャルメディア推進課（市政情報センター）電話024-924-3511	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター）電話024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和7年4月1日	I-3 法律上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表第1の27項	番号法第9条第1項及び同法別表40の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月1日	I-4②法律上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条	<情報照会> 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項 <情報提供> 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、125、161の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和7(2025)年1月1日 時点	事後	しきい値判断の計数の見直し
令和7年4月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和7(2025)年1月1日 時点	事後	しきい値判断の計数の見直し
令和7年4月1日	IV-8 人為的ミスが発生するリスク	—	十分である	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年4月1日	IV-8 判断の根拠	—	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年4月1日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年4月1日	IV-11 判断の根拠	—	特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底するとともに、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人によって確認を行っている。	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年10月1日	I-1-③ システムの名称	中間サーバー	就学事務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事前	標準準拠システムへの移行に伴う変更